

令和6年度第10回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 令和7年1月10日（金）

招 集 場 所 米子市役所本庁舎401会議室

開 会 午後1時30分

出席農業委員 1番 赤尾昇委員 2番 足立康雄委員 4番 岩佐清志委員 5番 木下壽美子委員  
6番 木村静子委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員  
11番 高橋敦美委員 12番 宅野真二委員 13番 竹中誠一委員 14番 田子博康委員  
15番 中本公平委員 17番 船越真委員 18番 安井貴之委員 19番 米澤美憲委員  
欠席議員 3番 泉新一委員 16番 能登路幸輝委員

出席推進委員 廣東宣明委員 影嶋六郎委員 福田忠雄委員 森中喜輝委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 大縄敬次委員  
三島通政委員 福長正樹委員 高尾和広委員 中西文子委員 本池実委員 大家保委員 尾坂宣雄委員  
田中英省委員 高濱健委員

事 務 局 古橋事務局長 福田担当事務局長補佐 妹尾係長 道下係長 渡邊主事

傍 聴 人 無し

日 程 1 会長あいさつ

2 議事録署名委員の指名

3 議事

（1）農地法各条申請審議等

ア 第1号 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第3号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について

エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について

オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について

#### 4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (8) その他

議事開始 午後2時30分

議長（角会長）

それでは、第10回農業委員会総会を開きます。議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（角会長）

それでは、議席番号４番の岩佐農業委員と議席番号８番の小西農業委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は、泉農業委員と能登路農業委員です。議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

農地法３条の番号５２と５３の案件は取り下げになりました。以上です。

議長（角会長）

それでは、審議に入ります。３ページ、議案第１号をお願いします。農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第３条第１項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは、４ページ番号４７の石井から、５ページ番号５１の富益町について一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

３条許可案件について説明いたします。番号４７石井の議案について説明いたします。石井の申請地は米子高校の近くにあります田３筆の４，８２３平方メートルの農地をこの度合意され、売買されるものです。この案件に関してですが、令和５年２月に総会にかけられ許可になったものです。ただその後許可取り消しがなされましたが、ご本人様同士の話し合いがなされ、この度再度申請をされました。

番号４８の奥谷の議案について説明いたします。奥谷の申請地はなんぶ幸朋苑の近くにあります田２筆の４，５６２平方メートルの農地をこの度合意され、売買されるものです。

番号４９の彦名町の議案について説明いたします。彦名町の申請地はにしき幼稚園の近くにあり、畑１筆の７７１平方メートルの農地を合意され、贈与されるものです。

番号５０の淀江町高井谷の議案について説明いたします。淀江町高井谷の申請地は宇田川公民館の近くにあり、畑１筆の３３２平方メートルの農地を合意され、贈与されるものです。

番号５１の富益の議案について説明いたします。富益の申請地はＪＡ鳥取西部弓浜支所の近くの畑３筆の７７６平方メートルの農地を合意され、贈与されるものです。詳細は議案および３条別紙のとおりです。農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（角会長）

番号４７の石井と番号４８の奥谷について、担当委員さんから補足があればお願いします。

岩佐農業委員

番号４７について補足いたします。１２月２９日に福長推進委員と現地調査を行いました。一度取り下げられましたが、色々あって再度申請されたものです。この土地は元来柔らかく田として利用することができず、本人の意向で畑として利用することです。

番号４８について補足いたします。同じく、１２月２９日に福長推進委員と現地調査を行いました。譲受人と譲渡人はいとお同士で、県外に在住の譲渡人が相続されましたが管理ができないため今回売買となりました。去年もきれいに耕作されてますし、問題ないと思います。

議長（角会長）

番号４９の彦名町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

公本農業委員

番号４９について補足いたします。１２月２６日に高尾推進委員と現地調査を行いました。譲受人と譲渡人は親戚関係で、譲渡人がこちらに帰ってくる予定はないとのことでは場の維持管理も併せて贈与することになりました。金銭的な問題は贈与ですからありません。譲受人は今後、農業面を少しずつでも広げていこうとする意思があります。問題はないと思いますので、審議をお願いします。

議長（角会長）

番号５０の淀江町高井谷について、担当委員さんから補足があればお願いします。

田中推進委員

番号５０について補足いたします。１月７日に中本農業委員と現地調査を行いました。現地は高井谷集落の近くにあります。当該農地は畑ですが、その隣接地は左右共に譲受人が所有しており、ここを入手することにより畑がつながり耕作面積が拡大します。贈与ですので、金銭的な問題はありません。譲受人が所有している隣接地についてはきちんと耕作もされており、１つのほ場になることで効率よく作業ができるようになると思います。許可については問題ないと思います。

議長（角会長）

番号５１の富益町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

木村農業委員

番号５１について補足いたします。１２月２８日に中西推進委員と現地調査を行いました。譲渡人は数年前に配偶者を亡くされ独居でし

たが、遠隔地に住んでいる子ども家族が心配し、住居や農地を処分し同居を提案しているものです。譲受人は昨年7月の農地相談会で譲渡人より相談を受けていました。実行組合関係、隣接耕作者等にも引き受けを相談しましたが承諾を得られませんでした。譲受人にしても、譲渡人はこれまでも実行組合、自治会活動にも積極的に協力しており、贈与を受けたとのこと。許可については問題ないと思います。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと、まず、4ページ番号47の石井から番号50の淀江町高井谷までを一括して採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、番号51の富益町について採決したいと思います。これについては、関係者の足立農業委員は、議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして、6ページ、議案第2号をお願いします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは、7ページ、番号100の石井について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

福長推進委員

番号100の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。12月29日に岩佐農業委員と、現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、フェンス高さ1.2メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意を確認しております。土地改良区の該当は有りません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋

設されている道路の沿道の区域で５００メートル以内に２以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設がある農地で第３種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号１０１の尾高について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

木下農業委員

番号１０１の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、建築条件付売買予定地を計画したものです。１月９日に関本農業委員と現地確認を行いました。造成計画については最高９０センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等として、最高１７０センチメートルのＬ型擁壁を設置します。雨水の排水について、新設道路側溝後農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、農業集落排水へ流す計画で問題ありません。水利組合の同意を確認しております。隣接農地、土地改良区の該当はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第２種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

事務局（渡邊主事）

事務局から農地法第５条転用許可議案番号９８、１０１の農業集落排水接続に関する説明を行います。前回の総会で審議いたしました議案番号９８、尾高の建築条件付売買予定地と今回審議していただく議案番号１０１、尾高の建築条件付売買予定地はともに農業集落排水接

続を行い汚水排水する計画です。上下水道局下水道施設課及び給排水課より、伯仙地区の農業集落排水施設の許容量は現在の一年を通した最大稼働率が一日当たり約51パーセントであることから少なく見積もっても約49パーセントの余裕があることを確認しております。議案番号98の建築条件付売買予定地の28区画分の予想される汚水排水量は一日あたり33.6立方メートル、議案番号101の建築条件付売買予定地の11区画分の予想される汚水排水量は一日あたり20.79立方メートルです。伯仙地区の農業用排水施設に約49パーセントの余裕があるのに対し、これらの案件の合計の汚水排水量は54.39立方メートル、約3パーセントにあたるため、まだ約46パーセントの余裕があります。以上から、当該処理場は、開発計画にある新規流入量を受け入れ可能だと確認しております。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号102の古豊千について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

安井農業委員

102番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。1月6日に森中推進委員と現地確認を行いました。造成計画については最高45センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等として、高さ90センチメートルのL型擁壁を設置します。雨水の排水について、溜桝後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、農業集落排水へ流す計画で問題ありません。実行組合による雨水排水の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地の該当はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。隣接農地はありますが、今回購入される方の農地ということで、隣接農地該当なし、としています。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、8ページ、議案第3号をお願いします。農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用計画の一部変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき意見を求めます。それでは、9ページ、番号1の兼久について審議します。農林課から説明してください。

農林課（天満係長）

変更後の用途は除雪車置き場です。除外申し出者は、以前より国道や県道、市町村道、公共施設等の除雪作業を行っていましたが、除雪車置き場が事務所から約4キロメートル離れており、道路交通法が改正され一定以上の台数の白ナンバーを所有している会社はアルコールチェックが義務化されたため、積雪時に除雪担当者が自宅から直接現在の除雪車置き場に行き除雪を開始することができなくなりました。除雪の作業は早朝から開始する必要があるため、事務所近くに除雪車置き場を設置する必要があると、この度の申請をされました。利便性及び特殊車両の保管上のセキュリティ性を勘案し、この場所を提案したとのことです。当該申請地は被害防除計画を徹底することで周辺農地への影響も軽微であることから、地権者と土地改良区の協力を得られました。以上のことから、当該申し出地を除雪車置き場として農振農用地の変更申請があったものです。市の考えとしては、土地は現状のまま使用し隣接地とはブロック及びアルミフェンスを設置し農業に係る影響も軽微にする計画にしており、また、申し出地は農振農用地の南端に位置し、農地の分断や混在、利用集積への支障、隣接農地及び農業用施設への支障も軽微であり、農業振興地域の整備に関する法律第13条2項各号に掲げる要件を満たすため農用地区域からの除外が適当であると判断しました。

議長（角会長）

地元委員さんから補足があれば説明をお願いします。

田子農業委員

先ほどバスにて現地調査を行いました。何も問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、適当である旨回答することといたします。続いて、12ページ、議案第4号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、決定を求めます。それでは、利用権設定各筆明細について、15ページ、番号1－1から、16ページ、番号1－7までを審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。議案のカッコ書き議案ページは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。15ページ号1－1は新規設定、番号1－2から番号1－3は再設定、番号1－4は新規設定、番号1－5から番号1－6は再設定、番号1－7は新規設定です。ご審議よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと、番号１－１から番号１－７までを採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、１８ページ、議案第５号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき意見を求めます。それでは、１９ページ、番号１－１から、３４ページ、番号１－４７までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

議案１８ページ農用地利用集積等促進計画各筆明細について説明いたします。１９ページ番号１－１から３４ページ番号１－４７は、近隣は場の耕作者であるため権利の設定をするものです。ご審議よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

そうしますと、まず、１９ページ、番号１－１から、３４ページ、番号１－４６までを一括して採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。続いて、番号１－４７について採決したいと思います。これについては、関係者の安井農業委員は、議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（福田担当事務局長補佐）

報告いたします。

37ページから38ページの農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、6件を受理しています。

39ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、3件を受理しています。

次に、40ページから46ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、6件を受理しています。

次に、46ページの非農地現況証明について、2件を証明しています。

次に、47ページから50ページの農地の転用事実に係る照会に対する回答について、4件を回答しています。

次に、51ページの農地転用現況確認書の交付について1件を交付しています。

最後に、52ページから54ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、7件を受付けています。

（農林課 地域計画の策定協力へのお礼）

議長（角会長）

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないので、事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（福田担当事務局長補佐）

次回の総会に関して、2月10日に市役所4階401会議室におきまして、2月定例総会を開催予定としております。なお、1月議案に同封させていただいた事務連絡では、2月総会時にバスによる現地調査予定と記載しておりましたが、予定がまだはっきりしておりませんので、バスによる現地確認がある場合は、農業委員のみなさんは午後1時30分に本庁舎東側玄関にお集まりいただき、総会に出席される

推進委員のみなさんは、午後２時３０分に４０１にお集まりください。バスによる現地確認がない場合は、農業委員及び推進委員とも午後１時３０分に４０１にお集まりください。また、詳細については、次回の開催通知にてご案内いたします。続いて、第２回運営特別部会の開催を、１月１６日の１０時から本庁２階２０１で予定しております。また、稲作部会の開催を１月２０日の１０時から、隣の４０２会議室で予定しておりますので、開催案内を送らせていただきました部会員の皆様はご参集ください。続きまして、１月は農地相談会の開催はありません。

議長（角会長）

これを持ちまして、第１０回農業委員会総会を終了します。

閉　　　会　　　午後４時１５分